

München 市財政の現況と問題点

加藤 睦 夫

(註) 外国留学中に調査した大都市および Land, Prefecture, County の財政は、英、独、仏を中心として団体数で約三〇におよんだ。機会をみて順次発表してゆく予定であるが、とりあえず、筆者が最初に取組んだ München 市財政の現況を報告したい。調査期間は二週間にすぎなかったため、さしあたって資料的概況にとどめざるをえなうことをお断わりしておく。

I 財政の総規模、および必要な限りでの予算制度への註釈

一 序——予算制度にかんする註

München 市の財政は、西ドイツの他の大都市財政にほぼ共通のことであるが、いわば三つの Haushalt から成立している。Ordentlicher Haushalt, Ausserordentlicher Haushalt, かつ Stadtwerke を中心とした Eigenbetriebe である。前二者が通常いわれる議決予算の Haushalt の主体をなす。後者に含まれるものには、たとえば Elektrizitätswerke, Gaswerke, Wasserwerke, Verkehrsbetriebe, Badenbetriebe 等々がある。これらの時々使われる例にしたがって Sonderhaushalt と呼ぶこともできる。

財政の総規模を問題とするなら、とりわけ次の二点に留意しなければならない。その一は Eigenbetriebe の

範囲である。西ドイツの Eigenbetriebe は日本の現行公営企業とくらべてその範囲はいちぢるしく限定されており、これを München 市財政のみれば、たゞやが、Krankenhaus, Stadtentwässerung（下水道事業）の二大事業をはじめとして、Marktwesen, Bestattungswesen 等々は Ordentlicher なものじ Ausserordentlicher Haushalt に含まれてゐる。こゝではそれが何を意味するかを問題とする余裕はない。第一は、Ausserordentlicher Haushalt がほぼ投資会計という性格をもつてゐるということである。こゝで形成された資産あるいは投資にたいして、そのための借入れ資金の利払い、償却、必要な Rücklage 等はすべて Ordentlicher Haushalt でおこなわれる。したがって、Ausserordentlicher Haushalt の Einnahmen は、資産形成に直接必要な財源、すなわち Darlehen, Zuschüsse, 等を Ordentlicher Haushalt からの各種の繰入金に限られてゐる。

二 各種 Haushalt の総規模

Ordentlicher Haushalt の規模を、また Rechnung（決算）をみると、一九六五年度で 979 millionen Mark, 一九六六年度で 1,078 millionen Mark である。München 市の人口は一九六五―一九六六年度で約一二〇万人であるから、一人あたり 850 Mark と概算される。この数字を、日本の普通会計と大ざっぱに見合うものとして比較すれば、日本の五大都市平均にくらべて約二倍という規模である。

Ausserordentlicher Haushalt（以下 A. O. H. と略称する）の Rechnung を一九六五―一九六六の二年度についてみると、それぞれ 491 millionen Mark, 428 millionen Mark である。A. O. H. すなわち投資予算の規模が意味するところをみるために、まず、Ordentlicher Haushalt（以下 O. H. と略称する）に計上された A. O. H. 関係の支出をと

りあげよう。A. O. H. 関係のなまな支出は、Anteilbeiträge an den ausserordentlichen Haushalt, Verzinsung von Schulden, Tilgung von Schulden, Zuführung an die Tilgungsrücklage の四種類の支出である。一九二五—二六年度の合計支出額はなまなで 114 millionen Mark, 148 millionen Mark であるが、Bund を含む Land からの A. O. H. にたいする Zuschüsse を考慮にいれれば、O. H. をおける関係支出の約四倍に達する。A. O. H. 支出が、きわめて急速な投資支出の増加をあらわしているといふことができる。また、支出の絶対額についてみれば、München 市民一人当たり 400 Mark という投資額は、投資的支出が累増している日本の地方財政とくらべてみると、その三—四倍以上に達する。

Stadtwerke を中心とする Eigenbetriebe のことは、かなり簡単になれる。前述の Elektrizitätswerke などの五種類の Stadtwerke に限つておき、その Gesamtertrag は一九二六年度におつて 545 millionen Mark である。

II 収支の構造、特質

一 序——予算制度にかんする若干の註

ドイツの予算制度が一般にさういふものである。München 市の予算は、O. H., A. O. H. の二予算を連つた Einzelplan の構造をもつてゐる。Einzelplan はそれぞれ一〇項目に分れる。ちなむ、A. O. Allgemeine Verwaltung, 1. Öffentliche Sicherheit und Ordnung, 2. Schulen, 3. Kultur, 4. Soziale Angelegenheiten, 5. Gesundheitspflege, 6. Bau und Wohnungswesen, 7. Öffentliche Einrichtungen, Wirtschaftsförderung, 8. Wirtschaftliche Unternehmen, など、9. Finanzen und Steuern などである。

まず O.H. のついでみれば、一〇個の Einzelplan はそれぞれの行政活動の結果獲得する収入を計上し、収支差額を、マイナスのばあいは Zuschussbedarf とし、プラスのばあいは Überschuss として調整するしくみである。Überschuss を生みだす Einzelplan は、通常、Finanzen und Steuern と Wirtschaftliche Unternehmen とである。一九六六年度 O.H. の Rechnung は、前者は 412 Millionen Mark、後者は 13 Millionen Mark であり、100 Millionen Mark をいえた Zuschussbedarf は、Einzelplan "Schulen" によるものといえる。このような方式は、個々の Einzelplan に包摂された細目 (Gliederung) をなすび、個々の予算項目の内部で収支を直結させ、収入の増減に応じて行政活動を伸縮させる形で、一般的に予算の弾力化を図っているわけである。München 市の Rechnung が、西ドイツの他の諸都市と同様に、Haushaltplan を通例超過し、かつ、Rechnung の収支がほぼ均衡し、したがって繰越剰余金をほとんど計上しないという結果をもたらしているのは、主としてこのような弾力化予算のためである。

A.O.H. のばあいは、すべからずの Einnahmen は Einzelplan ごとく計上されるため、Einzelplan 相互の財源調整という問題は生じない。O.H. のおもな相異点は、A.O.H. が単年度主義をとっている点とところにある。かんとんにいえば、前年度予算の執行残に、新規事業 (Neue Vorhaben) 予算をくわえたものが、当年度の Plan としてあらわれる。München 市のばあいは、おそろしくオリンピックに備えた投資の強行によって事業の進行が加速され、そのけつか年度予算は Neue Vorhaben を中心としたものになっていると考えてよいであろう。

II Ordentlicher, ausserordentlicher Haushalt の支出の構造

München 市の財政支出のおもな特徴を、ひとつは最近十数年間の變化と、他方で日本の大都市財政、そして若干の西ドイツ大都市のそれとの対比を念頭において、整理してみると次のようになる。

(a) 投資支出の急増とその性格

Ausserordentlicher Haushalt が München 市財政におつてますます重要な意味をもつようになってきたことはすでに述べた。この点を若干補足しておく。Ordentlicher Haushalt にたつする A. O. H. の比率は、一九五五年度 (Rechnung, 以下同) の一五・四%から、一九六〇年度の二九・〇%、一九六五年度の五〇・〇%へと急増している。この問題はその内容である。

投資予算を急増させている要因を事項別によりあげると、第一は、Wirtschaftliche Unternehmen のその Einzelplan は、一九六八年度の Haushaltplan にある、総支出額の四八% 206 millionen Mark に達する。Wirtschaftliche Unternehmen の内訳は、Stadtwerke への Finanzierung と地下鉄などを含む unterirdischer Massenverkehrsmittel の建設投資である。一九六八年度 Plan はこれと 100 millionen Mark 以上にのぼる。Stadtwerke の内訳を投資規模のみならず、Elektrizitätswerke と Verkehrswerke が約六割を占める。最近の支出増は主として、地下鉄建設への投資によるもので、たとえは一九六五年度のそれは 27 millionen Mark であったのになつし、一九六八年度の Plan では上述のものが 105 millionen Mark をいそいでいるのである。

第二は、Einzelplan 6 の Bau und Wohnungswesen にかかわる投資支出の増加である。一九六八年度 Plan はある、その中の Strassen und Brückenbau は 50 millionen Mark であり、同年度 Einzelplan の支出額 41 millionen Mark とたごつて八二% を占むこれを一九五五年度 3 millionen Mark と比較すると一〇倍以上にのぼる。

りの間に Wohnungsbau 関係の投資は、金額は 17 millionen Mark から 10 millionen Mark へと減少、Einzelplan に占める比率も八二%から一六%へと急減し、Bau und Wohnungswesen 予算の性格は一変するのでもある。第三は、Verkehrsausbau を中心とした土地取得費の増加である。München 市では一九六三年度予算から土地取得費が急増する。同年度の Plan はゆるい Einzelplan 9 にかかわる投資支出約 74 millionen Mark は全額土地取得費にあつた。そのうち直接 Verkehrsausbau に振り向けられる支出は 57 millionen Mark である。

第四は、Einzelplan 7, Öffentliche Einrichtungen にかかわるもので、五〇年代中頃の 1-2 millionen Mark という投資水準は、六〇年代中頃は約 50 millionen Mark に達する。このため、おもな投資支出は Stadtentwässerung, さまざまな水道工事関係で、一九六五年度 plan 50 millionen Mark, 一九五八年度 plan 32 millionen Mark がそれである。下水道投資の増加が、ひとつには地域の膨脹によるものではあるが、注意しなければならぬ点は、Strassenbau による unterirdische Verkehrswege の建設にともなう改造、拡張経費が急増しているところである。

以上の投資支出に比較すると金額のウェイトはやや低いが、若干の支出増要因をつけくわえておかねばならぬだろう。ひとつは Einzelplan 5, Gesundheitspflege に属するオリンピック競技場建設への市費負担(22 millionen Mark)であり、他のひとつは、Schulen 関係の建設拡充費の増加(44 millionen Mark)である。

(6) 投資支出増が Ordentlicher Haushalt の Ausgaben におぼろげな直接的影響

Ausserordentlicher Haushalt の膨脹は、第一に ordentlicher Haushalt による Verzinsung の Tilgung を増加させる。一九五五年度 Rechnung によると、それぞれ 5.8, 3.9 millionen Mark にのりかへつた支出が、一

九六六年度では 45, 41 millionen Mark に達する。Tilgung にしては、当年度の支出だけでなく Rücklage (積立) 分をくわえると一九六六年度 Rechnung で 62 millionen Mark となる。

投資予算の急増によつて、第一に、資本の形の ausser ordentlicher Haushalt への繰入支出を減らす。この形の形は、ausserordentlicher Haushalt にたいしては直接の Anteilbeiträge であり、他のひいては、投資資金の積立を主とする Rücklage である。両者を合計して最近十数年間の推移をみると、一九五五年度 Rechnung で約 12 millionen Mark、一九六〇年度同 39 millionen Mark、一九六六年度約 101 millionen Mark と急増する。一九五九年度頃から unterirdische Massenverkehrsmittel を中軸とした Rücklage 方式が展開され、一九六四度を頂点とする、28 millionen Mark 以上の Rücklage für den Erwerb von Grundvermögen (土地取得費積立) を経て、一九六六年度には、A. O. H. への直接繰入れ (Anteilbeiträge) 40 millionen Mark にたつて、61 millionen Mark の積立金繰入れという型がうまれる。後者のはむしろ、Rücklage という迂回路を経つ、その多くが A. O. H. の投資資金に運用されることとなるのである。

(c) Ordentlicher Haushalt の支出構造

München 市の Ordentlicher Haushalt の支出構造の特徴を、一九五五年度以降の推移をよつてみてみよう。この期間の経費増を代表する Einzelplan は、Schulen, Gesundheitspflege, Bau und Wohnungswesen である。Wirtschaftliche Unternehmen の四つの Einzelplan である。後者から検討する。

(i) Wirtschaftliche Unternehmen

Einzelplan の総支出は一九五六―五八年度の約 4 millionen Mark から、一九六七―六八年度 33 millionen

Mark へと累増した。おもな増加要因は、一九六七年度 Plan にて、unterirdische Massenverkehrsmittel の建設費積立 17.5 millionen Mark であり、一九六五年度の 21 millionen Mark の積立以降、20 millionen Mark 前後の Rücklage への積立がいつづつある。その他、Flughafen München-Riem 1 mill. Mark, Badenbetrieb への出資 2.2 mill. Mark, 同様の Badenbetriebe の損失補填積立 2.3 mill. Mark, Messegelände 4.3 mill. Mark などがある。

(ii) Bau und Wohnungswesen.

この Einzelplan を特徴づけるものは、Strassen und Brückenbau (一九五五年度 18millionen Mark, 一九六八年度 89 millionen Mark) の支出増である。Zinsen, Tilgung, Rücklage に対する Beitrag zum Grunderwerb (一九六八年度 plan 合計 30 millionen Mark) の支出額は、一九五五年度の 0.3 millionen Mark に比べて、どんな意味をもいかは明らかである。このような Tiefbau への増額は、Erschliessungskosten (7.8 millionen Mark) 各種工事のための道路掘起し復旧工事費 (2.8 millionen Mark) として交通標識整備費用 (3.9 millionen Mark) なども、道路橋梁費を増加させる新しい要因である。

このような直接管理費のほかは、Stadtplanung のための行政費用の増大もまた見落すことはできないであろう。狭義の Stadtplanung 部門だけみて、一九五五年度の 0.5 millionen Mark から一九六八年度の 4.7 millionen Mark へと約九倍の増であり、地下鉄建設促進のための Referat は、一九六八年度だけで 10 millionen Mark に達するのがある。

(iii) Gesundheitspflege

München 市の衛生費の特徴の第一は、市営病院関係費、私営病院援助費など病院関係費がきわめて高いウェイトをもち、年々の経費伸率もまたかなり高いことである。若干の計数を示すと、Städtische Krankenhäuserの支出は一九五五年度 ord. Haushaltsplan で約 23 millionen Mark であるが、一九六八年度には 119 millionen Mark に達し、市立病院拡充積立費をくわえると後者は 124 millionen Mark をこえる。支出増の一部は Heilung und Pflege, Wäschreinigung など療養諸費と医薬品費などの増加によるものであるが、他の一部は病院の増設のけいである。注目すべき点は、Städtische Krankenhäuser に租税など一般財源を経常費として 31 millionen Mark, Rücklage として 5.3 millionen Mark (一九六八年度) の高い支出を行なっていることと、Nichtstädtische Krankenträger にはそれぞれ 2.6 millionen Mark の補助支出とをもち、医療行政の高さを示すものとをいへる。

この Einzelplan の第二の特徴は、スポーツ施設と体育奨励のための支出水準とその伸率の高さである。Olympiarücklage を除いても、一九六八年度のスポーツ関係支出は 8.4 millionen Mark に達する。他方で、防疫、結核対策費などの支出水準は低い。日本型衛生費と対照的である。

(iv) Schulen

最近十数年間に平均以上の伸率をしめしているもうひとつの Einzelplan は Schulen である。一九五五年度 Plan で 31 millionen Mark の支出が一九六八年度 152 millionen Mark の増として示される。

Schulen 関係費のなかでもっとも明確な支出増となつてあつたのは、第一に、Realschulen, Gymnasium などの中等教育機関である。一九五五年度の Mittelschulen など、Höherschulen の合計と対比してみる

と、一九五五年度 Plan 計 6 millionen Mark, 一九六八年度 35.7 millionen Mark となる。Schüler は八、五五〇人から一六、四六〇人の増、Klassen は二三九より五四三と一さう伸率は大きい。同様の傾向は Oskar-von-miller-Polytechnikum の 1.9 millionen Mark から 7.9 millionen Mark の増のなにもみられる。Schulen 予算の主軸をなす Volks und Sonderschulen 費の増は、おもひ Zinsen, Tilgung, であり、学校諸費では Reinigung の増がいつもざるしほかは、伸率はそれほど大きくとはいえない。

Schulen 費のその他の項目では、学校建設費積立 13 millionen Mark（一九六八年度）をつけくわえておく。

以上が ordentlicher Haushalt にまける比較的高い伸率をもつ Einzelplan だとすれば、Kultur, Sozialangelegenheit, Allgemeine Verwaltung, Öffentlichesicherheit の四種の Einzelplan はより低い伸率に属する Einzelplan である。

(i) Kultur

Einzelplan 3 の Kultur は、たとえは一九五五年度 Plan の 9.1 millionen Mark にたいして一九六八年度のそれは 33 millionen Mark として示される。

Kultur 予算そのものは、西ドイツの諸都市に一般にみられるように、München 市財政においても相当に高い水準をもっている。日本の都市財政では教育費中の社会教育費に包含され、独立項目さえもたぬ微細な支出にすぎない。にもかかわらず、München 市の Kultur 予算は後退の傾向がある。Staatsoper にたいする市負担金は一九五五年度 Plan の 0.9 millionen Mark から一九六八年度の 5.5 millionen Mark へと著増しているのに反して、Münchner Kammerspiele, Münchner Philharmoniker, Orchester der Stadt München などの維持費はや

や停滞的である。ただ、Volkshochschule, Stadtbüchereien, Stadtmuseum など、支出額は大きいとはいえぬが、かなり高い伸率をみせている点は注目されよう。学校制度外での教育文化活動の活発な動きは、西ドイツ都市に共通する特徴なのである。

(ii) Sozialangelegenheit

Sozialangelegenheit 関係の Einzelplan は、München 市予算のなかでもっとも伸率の低い Plan のひとつである。Ordentlicher Haushalt に占めるウニェイトをとれば、一九五五年度 Plan の二六・六%から一九六〇年度の一一・九%に落ちこんだまま、一九六八年度には一一・四%とさらにその比率は減少している。これを Fürsorgeleistungen としてとらえてみても、一九五五年度八・〇〇%、一九六〇年度四・一九%、一九六八年度三・六%と、まったく同じ傾向である。だがそれをもったただちに社会関係支出の低い水準を結論するわけにはゆかない。とりわけ日本の大都市財政との対比でいえば、一人当り約三倍という支出水準をもっているのである。

日本型民生費と最も鋭い対比を示すのは Altersheim を中心とする社会的施設のレベルである。Altersheim の支出約 15 Millionen Mark, 四、〇〇〇あまりの Betten はそれなりの水準をしめす。Sozialhilfe 一般についていえば、München 市財政の特徴は、戦争犠牲者、捕虜などへの特例法による救済支出のウニェイトが高いということである。また、国外からの労働力流入が救済的扶助支出を高めていることも疑いない。にもかかわらず扶助費のウニェイトはむしろ通減的傾向にあるということである。もっともこの点については、一九六三年度以降僅かながら増加傾向をみせていること、そしてなづいに Land からの全額補助による住宅補助 (Wohngeld) 一九六八年度 9 Millionen Mark) が一九六五年度から実施されていることを、つけくわえておこう。

四) Allgemeine Verwaltung, Öffentliche Sicherheit

この二つの Einzelplan については、Personliche Ausgaben に共通する問題として扱っておこう。Personliche Ausgaben は、Ördenlicher Haushalt の支出にたいして、一九五五年度四〇・九%から、一九五八年度四一・五%をピークとして、一九六四年度三五・七%と漸減しているのである。ただこのばあいも、六五年度から逆に漸増にむかい、一九六八年度 Plan では四三・〇%へと相当なレベルまで増加をみせた。問題はその一九六五年度こそ München 市財政の窮迫が顕在化する年であるだけに、人件費「増」が財政困難のなかでクロース・アップされることとなる。この点についてはあとでふれることとする。

この二つの Einzelplan とある Öffentliche Einrichtungen と Finanzen und Steuern は、増加率そのものは平均的な水準にある。むしろその内容にはいくつかの問題点を含んでいる。

i) Öffentliche Einrichtungen

この項で費用のウエイトも大きく、都市の膨脹とともにやや高いテンポで漸増しているのは、Stadtentwässerung と Müllbeseitigung の二つの経費である。こうきびもなげ、Stadtentwässerung の收支規模 40 Millionen Mark（一九六八年—対一九五五年度伸率四四〇%）は人口当り 33 Mark 余にあたり、日本の都市人口当りのほぼ三〜四倍の水準にある。注目すべき点は、Alleen, Anlagen, あらうは Stadtgärten などレクリエーション的都市施設費が一九六八年度で 16.7 Millionen Mark, 一九五五年度比で五・八倍と、かなり高い経費増をみせていることである。そして、一般財源負担はゼロであるが、投資資金を賄うための Städtische Sparkasse の費用が、一九五五年以降約七倍に増加している点も見逃せないであろう。

(ii) Finanzen und Steuern

この Einzelplan を増大せよとの費用は、第一に Schuldendienstであり、それはおもに、この Einzelplan にも属しない Schulden にたいする Zinsen と Tilgung (一九五五年度 1 millionen Mark 一九六八年度 15 millionen Mark) と、資産なかならず土地取得のための借入債務処理費(一九五五年度 2.1 millionen Mark, 一九六八年度 22.4 millionen Mark) の二つに分れる。

第二に、Oberbayern 地区への負担分配出と、München 周辺 Gemeinden にたいする一種の財政調整支出である。前者は一九五五年度 Plan の 13 millionen Mark にたいして、一九六八年度 42 millionen Mark とつうやうに必ずしも伸率は大きいわけではないが、後者にあたる Gewerbesteuer Ausgleichszuschüsse (Gewerbesteuer が課税される企業の従業員居住 Gemeinden にたいして、München 市の Gewerbesteuer 収入より一定額を分与する制度) は、都市圏の拡大にたがって増加する傾向があり、事実一九五五年度 Plan は 1.7 millionen Mark にすぎなかつた Zuschüsse が、一九六八年度では 8.2 millionen Mark に達してつるのである。

III Ausserordentlicher Haushalt の財源構成

Ausserordentlicher Haushalt のおもな財源は大別して次の二つにたなる。Schuld aufnahmen (Darlehen), Anteilsbeiträge 及 Rücklage の取崩しとつう二つの形態をめぐつた Ordentlicher Haushalt からの繰入れ、そして Bund, Land からの Zuschüsse である。

(a) 大規模交通関係投資と補助金 (zuschüsse) の増大

München 市政の現況と問題点(加藤)

投資財源の変化のうちで、注目に値するのは、大規模交通投資にともなうZuschüsseの増大である。五〇年代では最少にすぎなかったZuschüsseの割合は、六〇年代にはいると総財源の一〇%前後に恒常化し、一九六八年度Planではついに二二%とこの高率に達するのがある。この点を六八年度Planについてややくわしくみてみる。

六八年度PlanのZuschüsse財源のウエイトの高さ Einzelplanが、Bau und Wohnungen, Wirtschaftliche Unternehmen, Finanzen und Steuernの三つである。Zuschüsseは、この三つの Einzelplanにわたって集中して見られる。

(i) Bau und Wohnungen

Wohnungswesenに対するZuschüsseは、道路、橋、Strassen und Brückenbauに全額計上される。点検にわたる対照的である。Altstrading(環状道路)建設は、このBundへのZuschüsse3.6 millionen Mark—補助率約四四%—をなす。道路ならびにPlatzその他の主要な都市計画事業はすべてZuschüsseの対象となる。

(ii) Wirtschaftliche Unternehmen

Unterirdische Massenverkehrsmittel 国営財源 105 millionen Mark のが、Bundへの45 millionen Mark, Bayern州への18.7 millionen Mark、計六〇%の高率のZuschüsseである。

(iii) Finanzen und Steuern

Verkehrsausbauにともなう土地取得費にたいする高率補助がそのすべてである。Bundが、Landへの

Zuschüsse 合計は約 17 Millionen Mark にすぎず。

(a) Ordentlicher Haushalt からの繰入の増加

Ordentlicher Haushalt からの繰入は、六〇年代の投資財源調達に欠くことのできない方式のひとつとなった。Schulden の累積は元利償還費の累増として将来の財政負担急増をもたらす惧れが目前に迫っていること、他方で六〇年代の税収増が ordentlicher Haushalt からの財源繰入れの余力を裏付けえたからである。直接繰入れのほか蓄積された Rücklage が、六〇年代後半の税収停滞期に取崩されて投資財源にあてられるという形である。六八年度 Plan では直接繰入れ約 4 Millionen Mark にたいし、Rücklagen の取崩しは 94 Millionen Mark に達する。

Ordentlicher Haushalt からの繰入財源は、その用途において特徴的な構造がある。学校、道路など直接収益を生まない投資の財源として優先使用され、病院のばあいも、西ドイツ一般にみられるように、必ずしも収益資産として観念されていないのであるから、したがって一般財源の充当率はかなり高いのである。道路など交通投資は Zuschüsse などと合せて、投資総額の七五%以上を占める。これにたいして、Wohnungs wesen への一般財源充当率は二七%とやや低く、Stadentwässerung を含む Öffentliche Einrichtungen にかかわる Einzelplan ではさらに低下して四%前後にすぎないものとなる。Stadtwerke への Finanzierung は全額借入金である。投資資金に占める一般財源のウエイト（裏がえせば借入財源の比重でもある）は、とりわけ収益性とのかわりにおいて、当該行政部門がどのように位置づけられているかを測る尺度でもあるのである。

(c) 借入金 Schuld aufnehmen

München 市財政の現況と問題点（加藤）

Ausserordentlicher Haushalt の主要財源は借入金である。たしかに、投資財源に占める借入金比率は、一九五六年度の九九%から、一九六一年度の七六%を経て一九六六年度七八%と低下し、六八年度 P_{111} では五〇%を割込むほどになっているが、投資財源としての本来的役割を失ったわけではむろんない。

借入財源の推移は、次の三点と深くかかわっている。その一は借入残高の累進的增加、すなわち元利償還負担の問題であり、その二は、一般的には償還能力としての租税徴収力に基礎をおく財政力の問題、特殊的には借入部門の収益性の問題である。そして第三には、とりわけ利率に具現される市場の資金需給の問題であり、それはひいては借入償還の負担問題に直結する。第二点については、Ordentlicher Haushalt における財源構成の検討にゆずり、ここではのこる二点について簡単に要約することとしよう。

(i) 借入残高の累増と償還負担

投資予算の累進的增加にもなつて、借入金残高は著増した。この点をいくつかの基礎的指標によって説明しよう。

一九五五年度 Rechnung を起点として六六年度のその倍率を、たとえば、借入残高、両 Haushalt の総ワック、租税収入、Gebühren など収入の五つの部門についてとってみよう。まず借入残高倍率は一〇・五である。以下 Ordentlicher Haushalt 倍率三・三、Ausserordentlicher Haushalt 八・四、Steuereinnahmen (Steuerähnliche Einnahmenを含む) 三・一、Gebühren など収入三・二である。元利償還の財政負担を Tilgungsrücklage を含めて伸率を概算すれば八・一、Rücklage を除くと八・九である。残高および負担倍率が財政力の伸率とかけ離れて高いことがあきらかとなるであろう。事実、六五年度前後が借入政策の転換点となり、借入財源の圧縮がは

かられることとなるのである。

(iii) 利率と需給をめぐる諸問題

六六年度末の München 市の借入金残高は 1,695 millionen Mark で、おもな借入先を残高 100 millionen Mark 以上のものにしてみれば、Inhaberschuldverschreibungen 426 millionen Mark, 以下 Sparkassen 253, Girozentralen (Bayerische Gemeindebank の略称) 242, Versicherungen und Bausparkassen 186, Bayerische Landesbodenanstalt 134 それぞれ millionen Mark となり、これらの市場財源以外には、約 87 millionen Mark の公共資金借入れをとり、111 millionen Mark の Gebiets Körperschaften からの借入れがあるだけで、市場資金のウエイトは約八八%の高率である。

Girozentralen からの借入利率を一般的に市場借入利率を代表するものとして示せば、六一〜六二年度の五・八%から六三〜六四年度の六・三%へ漸増し、六五年度七・二五%、六六年度八・一二%、六七年度はやや下るが依然七・二五%台を維持していることが分る。Inhaber の利率についてもしたがって六〇〜六五年度六%、六七年度七%という数字が示されるのである。このような傾向から、六五年度を明確な分岐点として金利の上昇、資金需給の逼迫が進んだことを知りうる。六五年度以降借入財源が絶対額としても漸減してゆく背景にはまた、以上のような需給事情と金利負担の増嵩があるのである。

投資資金としての借入財源の充当先のおもなものは、これを六八年度 Plan についてみると、① Stadtwirke への Finanzierungen (101 millionen Mark, 借入財源の四八%)、② Öffentliche Einrichtungen (38 mill. Mark, 同一%)、③ 土地取得費 (18.6 mill. Mark, 八・八%) など、いくちぢるしく集中していることが分る。ちぎにものへたよ

うに、借入財源圧縮の過程は、収益事業的行政部門への資金導入の集約化であり、それが、各種 Gebühren の引上げによる独立採算化の方向を一そう促進する発条のひとつとなる、とともに、教育・文化・社会施設など収益化の困難な部分の投資資金削減を結果することとなるのである。

四 Ordenlicher Haushalt の財源構成

Ordentliche Haushalt のおもな財源は、① Eigene Steuern und Steuerähnliche Einnahmen ② Zuweisungen ③ Gebühren ④ Ablieferung der Stadwerke u. s. w. ⑤ Sonstige Einnahmen に五大別される。München 市財政の財源別構成の特徴をかんたんにいえば、③の Gebühren のマニエトがいちぢむるしく高いことと、④の Stadwerke などからの Ablieferung としう収入項目をもつことである。また六〇年代の推移に即してこれをいえば、Bund や Land からの補助金の増大、各 Einzelplan を通じて Gebühren 収入の増加、および、Steuern や Stadwerke などからの Ablieferung 収入の比重の減退として特徴づけられることができる。この点をそれぞれの Einzelplan の固有の収入構造の推移からみれば、補助金増の影響は、Bau und Wohnungen の Einzelplan に最も鋭く反映し、Sozial Angelegenheit と Schulen の Einzelplan がこれに次ぎ、つぎは、それぞれ Einzelplan 固有の収入増としてあらわれている。これに反して、Gebühren 収入の増加は各 Einzelplan にむしろ一般的である。他方、Stadwerke などからの Ablieferung の減退は、Wirtschaftliche Unternehmen の Einzelplan におよびる収入割合のいちぢむるしく低下をもたらしている。以下比較的特定財源的性格をもつ収入項目から順次検討しよう。

(a) 補助金およびその増加傾向について

六〇年代初頭これらの補助金の増加傾向は、たとえば、六〇年度 Rechnung における収入比九・四一%、または六二年度の八・七七%から以降漸増し、六六年度で二三・五%に達するという推移のなかに、端的に示される。これを個々の補助金制度に即していえば、Schulen 関係の Lehrpersonalzuschüsse, Schuldendienstbeihilfen, Bau und Wohnung 関係の Kraftfahrzeugsteuer (州税) の Gemeinden への分与、Sozial Angelegenheiten 関係の、そして全額 Bund または Land 負担によるいくつかの新給付制度は、いずれも六〇年に降制度化されたものだとどういふことである。Einzelplan の順序にしたがってをさへくわしくみると次のようになる。

(i) Öffentliche Sicherheit

この項目でのさまざまな Zuweisungen は、Polizeikostenzuschüsse 24 millionen Mark である。Vollzugsbeamten 一人当たり 6,588 DM. 約半額の人件費負担であるが、積算人員は三、六四〇名、六八年度の子算定員三、八一一名よりかなり低い。Polizei への Zuweisungen は、ほか Land, Bund から計 7.7 millionen Mark を予定したが、この補助金の合計は Polizeikost 84 millionen Mark の約三八%になる。

(ii) Schulen

さまざまな Zuweisungen は中等教育機関にたいして Lehrpersonal- und Gastschülerzuschüsse (教員人件費の半額負担など)、Schulen 一般を対象とする Schuldendienstbeihilfen, そしてそれよりもやや補助率の高く Berufsfachschulen, Technik などの Fachschulen に対する補助金である。学校関係費の特定財源比は、このような補助金の増加によつて、たとえば五五年度 Rechnung の一八%に対して一九六六年度の二四%という計数が示すよう

に、ますます高く高まった。

(iii) Soziale Angelegenheit

Soziale Angelegenheit の Einzelplan に於ける Zuweisungen の高いウエイトは、従来、各種の戦争犠牲者にたいする救済支出が、一〇〇%に近い補助金支出によって実行されてきたことに主としてもとずいていた。六〇年代にはいるとこの種の支出はある程度減少するが、かわって、全額 Land の補助による Wohngeld (六八年度 9 millionen Mark) 広域団体たる Bezirk Oberbayern の負担割合が急増する Jugendhilfe, Sozialhilfe のウエイトが増してくる。とくに後者の要因は、六〇年代以降の München 市における Fürsorgeleistungen を漸増させることとなり、全体として Zuweisungen のウエイトを増加させているのである。

(iv) Bau und Wohnswesen.

この項目における補助金増は、もっぱら Strassenunterhaltung にたいする特定財源としての、州税たる自動車税の交付によるものである。さいきんの道路橋梁費のいちぢるしい増加がこのような特定財源に支持されて促進せしめられてきたことを、たとえば、道路橋梁費における特定財源の高い比率によって知ることができる。六八年度 Plan によると、自動車税交付分の財源に占める割合は四九%に近く、開発負担金などを合した道路特定財源のそれは実に八三%に達するのである。

(v) Gebühren

Ordentlicher Haushalt における Gebühren 収入の高い比率は、基本的には、München 市財政における共同生活施設の、かなり高い充足水準をあらわしているが、それはまた同時に、これらの社会的施設の費用が強度の利

用者負担によつて裏づけられていることをあらわしている。この点を都市公共施設の集中的財務管理をおこなつてゐる Einzelplan—Öffentliche Einrichtungen—についてききみてみよう。

(i) Öffentliche Einrichtungen

Einzelplan—Öffentliche Einrichtungen—における Gebühren など特定財源の充足割合は八〇%で、五五年度以降この比率はほとんどかわつていない。八〇%の Gebühren 比率をいいかえると、二一〇%ほどの Steuern など一般財源が Einzelplan に充当されているわけである。だがこの一般財源は、Strassenbeleuchtung, Berufsteuer, wehr, Alleen und Anlagen および若干の Amt など、もともと直接利用者負担に求めがたい行政部門に全額投入されているのであつて、公共施設の主軸をなす下水道、道路およびごみ清掃、公共市場、埋葬施設、Wäscherei などはずべてほとんど完全な独立採算を貫いている。道路清掃費における Grundanliegergebühren (一九六八年度 plan 211 Millionen Mark) は日本の都市にはその例をみない負担金の一例である。Gebühren など収入増は他方で、公共施設拡充にともなう Erschliessungsbeiträge (開発負担金) の新設によつて裏づけられている。追加投資の資本費用は一部 Rücklage の取崩しに依存しながら、おもに開発負担金の課徴によつてまかなわれる。下水道および街路照明費のはじめ、その傾向はとりわけ顕著である。他の Einzelplan であるが、道路投資の資本費用もまた、16 Millionen Mark におよぶ開発負担金の新設によつて支持されていることをつけくわえておく必要があつた。

(ii) 他の Einzelplan にかかわる若干の補足

ついでに Soziale Angelegenheit 関係の社会施設びある Altersheim の Gebühren など特定収入比率は九〇

%をこえる高率である。西ドイツの所得保障水準の高さが、Altersheimの経理を全面的に利用者からの収入に依存できる事情がその背景にあるが、それにしても高水準の利用者負担原則がここでも貫かれているのである。だが、同じような社会施設であっても、乳幼児托児所、保育所などのGebühren依存率は、最近の料金アップにもかかわらずかなり低い。児童施設の拡大が労働力政策の一環として、一般財源充足の優先的对象としてとりあげられる関連を軽視するわけにはゆくまい。

他のドイツはGesundheitspflegeに属するKrankenhausの例じき。Städtische Krankenhäuserの大きなウイットはGebührenなど収入の88 millionen Markと高い水準としてあらわれるのである。

(c) StadtwerteなどからのAblieferung.

Einzelplan 8, Wirtschaftliche Unternehmenに計上されるこの収入項目は、同時に超過財源として他のEinzelplanのZuschussbedarfを充足する財源である。六八年度Planによれば、StadtwerteなどからのKonzessionsabgabe(免許税)43 millionen Mark, Gewinnablieferung 1 millionen Mark, 計44 millionen Markなどである。ここでは簡単に、この収入項目がはなはだ停滞的であることを指摘するにとどめておこう。

(d) Steuern und Steuerähnliche Einnahmen

München市財政における市税など一般財源のOrdentlicher Haushaltの総収入に占める比率は六六年度Rechnungでみると四二%である。このなかには、固有の市税以外に、①州税たる土地取得税の七分の三にあたる譲与税的収入、②一種の財政調整金的性格をもつFinanzzuweisungen、③の収入が含まれる。Finanzzuweisungenの性格は、日本の交付税とは異なり、Aufgaben des übertragenen Wirkungskreises(らわゆる委任事務が

この支出にたいする補助金であり、人口を基準として経常的に交付される。五五年度 Rechnung では租税など一般財源の一・六%、六八年度 Plan では一・四% 7 millionen Mark にすぎない。州から譲与される土地取得税収入は、六四年度に新設されたもので、六八年度 Plan によると 11 millionen Mark である。

市税収入のおもな問題点のひとつは、六〇年代の初頭らしい、収入のウェイトを逐年低下させてきているという点である。最近の五年度をとると、税収額そのものも停滞、あるいは減少傾向さえ認められる。この傾向は Stadtwerke などからの Abgabe をくわえてみるといふことはきりする。Steuern と Abgabe の合計収入が総収入に占める比率は、五五年度 Rechnung の五一・四%、六二年度五六・九%、六六年度四六・三%、六八年 Plan では若干もちなおしたものの、なお四七・八%にとどまった。通観してみると、六二年度をピークとする収入増よりも、それ以降の減少の方がめだつ。税収などの減退を補ってきたのが、補助金増である。これを市税と接するところでは、たとえば道路特定財源たる州税自動車税からの Zuweisungen (一九六八年度 42 millionen Mark) であり、また一般財源ではあるが州税土地取得税の譲与である。

München 市の税収の特徴は、Gewerbesteuer (営業税) にちぢるしく偏った構成をもっているということである。六八年度 Plan では Gewerbesteuer 収入は市税収入の七七%という高率である。だがこのような構造は必ずしも伝統的なものではない。五五年度 Rechnung によると、Gewerbesteuer 収入は五九%であり、Grundsteuer 二三%、間接税などその他収入一八%という構成である。Grundsteuer, および Vergnügungssteuer を中心とした間接税収の低下が市税収入構造をいぢるしく変化させ、他方で、五〇年度後半に税収増が顕著であった Gewerbesteuer も六二年度以降まったく停滞するという実態が、最近の市税収入低下の内容なのである。

(i) Gewerbesteuer

München 市の Gewerbesteuer の課税標準は Gewerbeertrag と Gewerkekaptial の 330 V. H. の定率課税である。六六年度 Rechnung による 363 Millionen Mark という税金は、日本の同年度事業税金に例をとると愛知県県のそれをやや上廻る。かなり高い負担率であることはまちがいない。Gewerbesteuer 収入の停滞を六八年度 Plan によつてみると、収益減などによる減収 23 Millionen Mark、これにたいして、税率引上げによる増 29 Millionen Mark、その結果が前年度比一・五%、6 Millionen Mark の増収となる。問題はこういった傾向が六四年度以降毎年度継続しているということである。

(ii) Grundsteuer

六六年度 Rechnung によると Grundsteuer 収入は 56 Millionen Mark である。大阪市の土地資産税収入をやや上廻る。六八年度 Plan は前年度比一二%の収入増を計上しているが、それは主として課税率の引上げによる増収 7 Millionen Mark によるものであり、五五年度税収総額比二三%にたいして六六年度同じく一一%という計数が示すように、収入ははなはだ停滞的である。

(iii) その他の諸税収

その他市税収入のおもなものを六六年度 Rechnung でみると、収入決算額の順序に、Zuschläge zur Grunderwerbsteuer, Gemeindegrünkesteuer, Vergütungssteuer となる。三者の税収総額に占める割合はそれぞれ、四・四、二・九、〇・九%である。Zuschläge zur Grunderwerbsteuer 収入の伸率は Gewerbesteuer とならんでかなり高いが、Gemeindegrünkesteuer のそれは低く、他方 Vergütungssteuer 収入のいちぢるしい減少

によって、その他税収は全体としてウェイトを低めているのである。

III 財政困難の累進的蓄積と財政改革

最近の München 市財政の特徴を、一方における大規模交通投資の発展を推進軸とした諸費用の増大、他方で固有の財政基盤の弱体化として把えるならば、財政困難の累増は避けることのできない結果であった。

一 収支弾力性の喪失

財政困難の累増を、まず、収支弾力性の喪失という角度からとらえてみよう。税収の伸率は、六一年度 Rechnung で二年度間平均一二四%であったのに対して、六五年度一〇二%、六六年度一〇四%と低下し、六七年度 Plan では伸率は九九%とマイナスに転化する。六八年度 Plan では土地・営業二税の税率引上げによる増収を差引くと、さらに九五%へ割込むのである。税収の伸率低下は、また、予算に対する決算の割合、すなわち増収率を引下げる。六一年度 Rechnung の 64 Millionen Mark の増収は、六四年度 38 Millionen Mark に減少し、六五年度には逆に 1 Millionen Mark の赤字を生み、六六年度には赤字幅は 28 Millionen Mark に拡大した。六六年度以降の税収絶対額の減少が、上記の傾向と時期を同じくしてあらわれているのも偶然ではない。

税収弾力性の低下をある程度補ったのが、Zuweisungen, Gebühren, Beiträge などの増加であった。しかし結局は税のマイナス影響の方が大きく作用し、予算に対する総収入の増収率は、六一年度 Rechnung の一六・七%から六四年度以降一〇・三%、四・七%、三・五%と逐年低下してゆくのである。

二 実質赤字の増大

実質赤字増加の指標をまず、Schuldenの累増のなかに把えることができない。六一年度初頭のSchuldensumme 569 millionen Markは、六五年度末 1,465 millionen Markと急増し、六六年度末には 1,659 millionen Markに達する。他方で、六五年度から始まった借入抑制策は、Rücklageの取崩しを促進し、六八年度 Planでは、たとへば Ausserordentlicher Haushalt とて 94 millionen Mark, Ordentlicher Haushalt 中の “Gesamthaushalt” の Rücklagen” だけみても 19 millionen Mark の取崩しが予定された。蓄積の食潰しという形の赤字の進行である。

三 行政水準低下と負担増大

この点については、Ⅱの項目で具体的にのべているので、ここでは要約にとどめておく。交通投資重点化の対極における社会、文化、住宅、共同的生活施設、および学校など諸支出の圧縮であり、各種の Gebühren, Er-schliessungbeiträge などの全般的な引上げである。そして一般的には課税率引上げによる負担増である。だが、こうした方策にはあきらかな限界があり、財政困難の深さは、より全面的な財政改革を不可避のものとしてきているのである。

四 財政改革

ここではその焦点を、都市財政にたいする財源再配分の問題にしぼって検討しておこう。

まずふれねばならないのは、六四、五年度以降顕在化する財政難の進行の過程のなかで、既に部分的にとられてきた財源再配分政策である。この点についても、Ⅱの各所でふれているのでおもな問題点を要約するとどうであろう。まず、道路財源への州自動車税分与にその頂点を示す補助金制度の広汎な改変である。次に Erschliessungsbeiträge, Schulkostenbeiträge などを典型とする各種受益者負担金制度の整備である。そして新しい一般税収補てんのための州税分与制度が、Grunderwerbsteuer の分与としてあらわれてきていることをつけくわえておかねばなるまい。

だがこのような部分的改変をもつて München 市の直面する財政難に対処できるものではないことはあきらかである。焦点のひとつは、都市税制の改革にある。ここではこれ以上の検討を省略せざるをえないが、その次に財政改革への熱望をあらわす資料として、München 市 Oberbürgermeister (市長) Dr. Hans-Jochen Vogel の次の文言を引例して結びに代えたい。……Um alle diese Aufgaben zu bewältigen……, wesentlichste Voraussetzung ist dabei die baldige Verwirklichung der längst überfälligen Finanzreform.

〈資料A〉 Gliederung des ordentlichen und außerordentlichen Haushaltsplans(München '68)

Einzelplan Abschnitt	
0	Allgemeine Verwaltung
00	Oberste Gemeindeorgane
01	Revisionsamt
02	Hauptverwaltung

03	Einrichtungen für Verwaltungsangehörige
03	Einrichtungen für Verwaltungsangehörige
04	Einrichtungen der Hauptverwaltung
05	Besondere Dienststellen der allgemeine Verwaltung
07	Beiträge zur Verbänden Vereinen und dgl.
08	Verfügungsmittel des Oberbürgermeisters
1	Öffentliche Sicherheit und Ordnung
11	Polizei
12	Öffentliche Ordnung
13	Erfassung der Wehrpflichtigen
14	Zivilschutz
2	Schulen
20	Schulverwaltung
21	Volks und Sonderschulen
22	Realschulen
23	Gymnasien
24	Berufsschulen
25	Berufsfachschulen
26	Fachschulen
27	Sonstiges Schulwesen
3	Kultur
30	Kulturpflege (Verwaltung)
31	Hochschulen

32	Sonstige wissenschaftliche Einrichtungen
33	Theater und Konzerte
34	Sonstige Kunstpflege
35	Volksbildung
36	Heimtpflege
37	Kirchen
4	Sozialangelegenheiten
40	Verwaltung der sozialen Angelegenheiten
41	Sozialhilfe und sonstige soziale Leistungen
42	Sozialhilfe und sonstige soziale Leistungen für Zugewanderte und sonstige Anspruchsberechtigte
43	Einrichtungen der Sozialhilfe
44	Kriegsopferfürsorge
45	Jugendhilfe
46	Einrichtungen der Jugendhilfe
47	Förderung der freien wohlfahrtspflege und freien Jugendhilfe
48	Sonstige soziale Massnahmen
49	Sozialhilfe und sonstige soziale Leistungen nach Art 10.2. AGB SHG
5	Gesundheitspflege
50	Gesundheitsdienst
51	Krankenhäuser
53	Sostige Einrichtungen des Grundheitswesens
54	Leibesübungen

55	Einrichtungen für Leibesübungen
6	Bau und Wohnungswesen
60	Bauverwaltung
61	Städtebau und Planung, Vermessungswesen
62	Hochbau
63	Wohnraum bewirtschaftung und Wohnungsaufsicht
64	Wohnungsbau und Wohnsiedlung
65	Straßen, Wege, Brücken und sonstiger Tiefbau
66	Wasserläufe und Wasserbau
7	Öffentliche Einrichtungen, Wirtschaftsförderung
70	Belichtung und Reinigung des Stadtgebiets
71	Feuer löschwesen
72	Einrichtungen der Lebensmittelversorgung und Marktwesen
73	Bestattungswesen
74/75	Sonstige Öffentliche Einrichtungen
77	Sonstige Förderung von wirtschaft und Verkehr
8	Wirtschaftliche Unternehmen
81	Versorgungsunternehmen
82	Verkehrsunternehmen
83	Kombinierte Versorgungs- und Verkehrsunternehmen
85	Unternehmen der Verkehrsförderung
86	Land- und forstwirtschaftliche Unternehmen
9	Finanzen und steuern

- 90 Finanz und Steuerverwaltung
- 91 Nichtaufreubarer Schuldendienst
- 92 Rücklagen für den Gesamthaushalt
- 93 Allgemeines Kapitalvermögen
- 94 Allgemeines Grundvermögen
- 95 Sondervermögen
- 96 Steuern und steuerähnliche Einnahmen, allgemeine Finanzzuweisungen, Allgemeine Umlagen
- 97 Abwicklung der Vorjahre
- 98 Verstärkungen und Vorbehaltsmittel

＜資料B＞ 財政統計

I Ordentliche Haushaltplan (Rechnung)

上段 Ausgabe } 単位 1,000 mark
下段 Einnahme }

Einzelplan Jahre	Allgemeine Verwaltung	Öffentliche Sicherheit u. Ordnung	Schulen	Kultur	Soziale Angelegen- heit	Gesund- heitspflege	Bau u. Wohnungs- wesen	Öffentliche Einrichtung- en u. s. w.	Wirtschaft- liche Unter- nehmen	Finanzen u. Steuern	Gesamt- Summe
1955	17,491 4,173	31,770 16,512	36,492 6,541	9,744 2,907	51,524 20,630	29,456 20,866	47,602 21,687	55,181 44,383	6,378 25,799	43,076 168,837	328,719 332,329
56	22,312 3,974	36,497 18,980	45,591 7,208	12,957 2,892	62,500 28,079	35,425 22,267	52,349 25,381	59,525 47,398	5,694 28,326	54,683 205,919	387,537 390,429
57	21,035 4,409	38,972 19,459	47,586 8,083	14,986 2,899	60,843 28,809	46,839 27,228	60,241 23,477	65,486 52,481	4,939 28,892	62,993 228,701	423,925 424,442
58	22,724 4,876	43,097 21,257	51,550 9,020	17,066 4,399	57,412 25,912	49,941 30,963	67,172 25,921	68,505 53,295	6,511 26,810	65,995 241,325	449,978 453,783
59	23,237 5,940	43,885 23,091	68,747 10,547	18,726 3,712	58,174 26,995	63,792 34,549	75,218 29,844	75,779 58,236	10,647 30,416	74,396 289,658	512,585 512,993

60	16,743	37,238	57,634	15,600	47,786	53,400	77,292	62,002	13,991	60,901	442,593
	4,161	18,087	11,186	3,946	22,282	28,103	29,744	46,821	27,119	254,237	445,690
61	25,778	55,289	88,561	19,447	71,235	73,926	110,825	94,480	25,086	117,161	681,792
	7,373	28,793	15,888	3,711	29,667	39,471	42,234	72,511	40,488	401,683	681,792
62	29,146	59,514	92,641	24,268	75,865	85,162	114,866	114,832	19,117	129,555	744,962
	8,114	30,764	18,240	4,234	28,830	46,305	42,481	83,098	42,203	440,688	744,962
63	30,125	65,885	96,131	25,712	82,616	95,181	158,055	120,754	15,322	127,183	816,969
	8,444	31,419	26,670	4,468	32,187	53,183	80,112	86,604	41,189	452,688	816,969
64	34,066	71,210	112,552	27,962	96,282	111,992	162,231	138,023	17,400	169,243	940,866
	9,985	32,378	27,971	5,038	36,832	57,279	94,291	99,221	49,137	528,730	940,866
65	39,762	82,287	120,895	29,891	108,174	129,808	154,046	155,442	35,816	123,698	979,825
	10,103	35,249	31,667	4,837	46,497	69,151	104,164	113,783	49,549	514,910	979,825
66	41,461	90,752	149,958	30,593	123,680	137,892	151,664	173,385	34,625	144,904	1,078,920
	11,217	37,910	35,676	5,225	58,853	82,796	106,379	136,162	48,248	557,612	1,080,083
67	44,237	99,462	145,068	32,928	131,532	145,726	137,764	175,761	33,132	159,043	1,104,656
Plan	16,158	41,894	36,104	5,012	62,423	98,694	96,863	137,655	49,225	560,623	1,104,656
68	49,392	100,197	152,699	33,668	134,116	161,153	147,868	199,661	31,150	159,773	1,169,681
"	13,050	42,243	39,149	5,359	64,345	99,367	107,436	156,937	48,990	592,800	1,169,681

(註) 1955~59年度 4月より翌3月まで

1960年度 4月より12月まで

1961~68年度 1月より12月まで

II Steuern und Zuweisungen (Rechnung)

単位 1,000 Mark

	Grund- Steuer	Gewerbe- Steuer	Zuschläge Zur Grund- erwerbsteuer	Gemeinde- getränke- steuer	Vergnügungs- steuer	Schlägel- zuweisungen	Finanz- zuweisungen	Gründerwerb- steuer (vom Land)	Gesamt- summe	" Haushaltplan
1955	35,514	90,882	6,276	5,035	7,829	1,806	2,338	—	153,047	143,123
56	35,983	116,208	5,063	5,631	8,690	4,786	2,420	—	182,422	154,107
57	37,108	136,865	5,173	6,247	8,971	3,521	2,437	—	204,329	187,510

58	38,255	148,713	6,752	6,762	7,721	2,337	3,005	—	217,579	211,751
59	40,444	191,662	6,223	7,613	6,811	—	3,101	—	259,680	229,554
60	32,271	173,318	5,754	6,192	4,698	—179	2,795	—	230,484	192,354
61	41,895	267,383	9,616	8,722	6,603	6,548	4,867	—	355,735	290,755
62	47,234	311,895	11,656	9,898	6,523	2,246	4,888	—	401,367	338,374
63	48,490	316,782	12,119	10,657	6,752	—	5,066	—	403,097	333,500
64	49,864	352,253	14,160	11,389	7,099	—	5,207	10,182	453,503	415,210
65	51,485	356,269	14,992	12,847	5,686	—	6,128	11,233	462,092	460,942
66	53,963	363,596	21,156	13,855	4,579	—	7,172	15,735	483,248	511,472
67Plan	57,000	391,000	16,000	15,400	4,900	—	7,306	12,000	—	507,738
68 "	64,000	397,000	15,000	15,200	4,500	—	7,364	11,250	—	517,875

(注) 1に同じ。 Gesamtsumme にはその他 Steuern を含む。

III Außerordentliche Haushaltplan

上段 Haushaltplan 単位 1,000 Mark
下段 Rechnung

Einzelplan jahre	Allgemeine Verwaltung	Öffentliche Sicherheit u. Ordnung	Schulen	Kultur	Soziale Angelegen- heit	Gesund- heitspflege	Bau u. Wohnungs- wesen	Öffentliche Eierrichtun- gen u. s. w.	Wirtschaft- liche Unterneh- men	Finanzen u. Steuern	Gesamt- summe
1955	—	2,010	6,060	—	1,532	3,613	20,067	5,330	15,738	7,700	62,050
	163	169	6,680	38	1,721	4,272	18,301	1,631	16,283	2,787	52,051
56	1,402	92	15,899	207	4,016	6,262	26,900	9,375	39,700	4,000	107,833
	365	1,016	7,943	—	2,482	4,316	18,750	1,944	64,114	1,411	102,345
57	476	45	19,598	223	3,600	7,399	25,650	11,795	40,000	3,500	112,288
	58	141	12,822	—	3,376	3,185	13,279	3,159	35,897	1,450	73,380
58	2,898	47	21,206	—	1,768	11,539	41,835	12,007	50,000	8,000	149,302
	861	9	15,568	—	1,098	6,715	18,443	6,382	43,307	3,957	96,344
59	—	—	32,846	1,910	3,864	16,130	40,380	14,430	63,600	5,175	178,336
	94	—	22,430	236	372	14,775	34,259	6,816	48,222	4,085	131,302
60	—	2,485	32,359	—	7,546	18,436	40,440	15,040	55,800	15,075	187,181
	0	—	23,339	837	1,819	6,878	35,452	12,586	45,832	3,012	129,758
61	—	2,130	25,689	1,568	7,705	22,326	62,365	19,058	61,100	13,805	215,738
	—	—	38,051	3,511	4,724	18,334	44,129	27,220	32,519	31,601	200,092

62	—	4,225	36,150	3,022	6,021	13,419	76,568	34,179	109,511	21,000	304,099
	—	2,225	1,628	1,628	4,312	19,334	49,035	27,202	109,271	43,084	290,214
63	—	3,414	26,059	1,400	7,620	19,339	63,271	46,325	115,000	74,100	366,529
	195	1,885	29,885	1,240	5,888	19,219	64,570	33,467	106,539	40,931	303,824
64	—	—	32,152	671	4,276	27,441	67,360	59,736	131,000	69,925	392,561
	339	1,045	28,530	690	3,965	28,412	66,576	40,315	144,331	55,987	369,793
65	—	800	29,888	1,000	2,458	25,136	72,810	66,287	167,000	35,340	400,720
	41	583	32,776	889	5,833	34,118	57,707	49,696	246,246	63,113	491,005
66	—	1,800	30,568	1,000	677	20,987	73,735	60,805	170,000	44,954	404,526
	—	250	34,854	342	2,916	28,100	83,317	49,329	155,892	73,860	428,864
67 plan	—	—	24,330	—	—	7,648	62,990	40,591	169,000	48,335	352,894
68 "	—	3,200	44,824	212	210	30,405	61,810	39,847	206,517	38,810	425,835

(註) 1 1 同 1

N Außerordentliche Haushaltsplan, Einnahmen 対 JUV
V Schuldensumme

単位 1,000 Mark

	Schuld- aufnahmen (Darlehen)	Einnahmen aus Kapital- vermögen	Einnahmen aus Rücklagen	Erlöse aus Veräußer- ungen von Grund- vermögen	Anteils- beiträge von Ordnunglich Haushalt	Verschiedene Einnahmen u. innere Darlehen	Gesamt- betrag	Schulden Gesamt- summe	davon	
									Gemeinde Haushalt	Eigenbetriebe u. Stiftungen
1955	55,142	—	—	—	1,500	4,088	62,050	152,285	112,861	39,424
56	106,033	—	—	—	1,800	—	107,833	162,465	122,132	40,333
57	107,488	—	—	—	4,600	200	112,288	253,725	152,332	101,393
58	132,827	—	150	—	5,716	10,588	149,302	300,915	174,288	126,626
59	159,966	50	—	—	5,800	12,519	178,336	348,317	199,723	148,594
60	158,793	2,803	3,000	—	8,350	14,235	187,181	569,570	281,392	288,177
61	164,728	256	7,478	5	22,757	20,512	215,738	708,319	400,713	307,605
62	246,564	—	6,439	873	20,270	29,951	304,099	884,405	483,711	400,693
63	275,628	—	3,400	—	32,423	45,078	356,529	995,631	534,550	461,081
64	322,793	—	11,220	—	37,480	21,068	392,561	1,190,467	653,626	526,841

65	321,904	—	20,285	—	23,855	34,646	400,720	1,465,524	703,436	672,088
66	317,344	2,111	20,275	—	22,432	42,364	404,526	1,659,579	884,683	774,895
67	290,641	400	19,044	2,000	7,490	33,318	352,894	—	—	—
68	211,308	2,140	94,623	2,000	3,919	111,843	425,835	—	—	—

(註) 1千円以下

V Ordentlicher Haushalt, Ausgaben (Rechnung)

単位 1,000 Mark

	1955	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66
Personliche Ausgaben	137,652	158,530	173,593	191,316	201,719	170,775	252,985	276,813	309,538	341,311	384,979	437,311
Zuweisungen u. Umlagen an Bund u. Land	5,063	3,838	2,999	2,380	1,525	1,890	2,148	2,231	2,763	4,030	3,999	4,308
Umlage an der Bezirk Oberhayerm	12,335	12,672	15,145	17,395	19,668	13,993	19,994	23,493	26,819	28,262	31,741	33,298
Zuweisungen an Fürsorgeverände u. andere Körperschaften	3,752	5,265	5,456	5,789	7,990	6,376	9,288	9,799	13,435	15,523	15,469	18,810
Gewerbesteuerausgleichszuschüsse	1,251	2,248	3,614	3,652	3,874	3,099	6,124	7,150	7,303	6,915	7,230	7,390
Fürsorgeleistungen	26,943	32,411	29,111	23,783	23,994	18,918	25,174	23,303	26,287	32,148	35,237	39,434
Unterhaltung von Straßen, Wasser, u. Brückenbauten	6,572	5,361	7,058	6,894	9,871	9,120	10,396	13,132	14,334	17,015	21,849	21,163
Unterhaltung von Gebäuden, Betriebsanlagen	6,161	8,385	9,861	10,096	12,807	10,288	11,446	15,222	16,291	15,885	17,739	17,905
Sonstige sächliche Verwaltungs u. Zweckausgaben	79,012	95,052	94,515	106,616	107,375	88,233	136,655	160,804	191,978	212,334	240,374	250,180
Anleihebeiträge an den außerordentlichen Haushalt	11,810	12,516	14,806	13,032	28,572	28,541	46,947	48,403	52,462	50,930	29,958	40,327
Verzinsung von Schulden	5,805	7,048	8,080	9,272	10,979	9,610	16,430	20,416	24,170	30,418	37,728	45,954

Tilgung von Schlen	3,952	4,226	7,714	10,513	10,514	11,725	15,602	19,963	21,928	18,520	25,279	41,166
Zuführung an die Tilgungsrücklage	3,645	3,085	1,115	1,700	3,983	3,457	3,352	3,273	9,560	20,961	21,143	21,219
“ an die allgemeine Ausgleichsrücklage	—	4,600	3,700	—	3,600	9,000	17,653	—	—	—	—	—
“ an die Rücklage zur Errichtung eines Volkshaushauses	—	1,000	1,084	1,090	1,083	—	1,055	1,010	—	—	—	—
Rücklage für Sozialbauten	—	—	—	—	—	932	1,994	1,894	2,019	2,065	942	67
“ für städtischen Krankenhäusern	—	—	—	—	5,000	155	1,489	2,182	—	6,052	191	—
“ für den Schulhausbau	—	—	—	—	—	—	—	4,800	—	—	—	15,700
“ für den Bau eines unterirdischen Massenverkehrsmittel	—	—	—	—	5,015	5,168	11,567	9,019	8,094	8,861	20,971	18,571
“ für Verpflichtungen aus beschl. Bauhinänderungen	—	—	—	—	5,000	151	—	—	—	—	—	—
“ für den Flughafen münchen-Riem	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,227
“ zum Grundvermögen	—	—	—	—	—	—	8,000	18,148	22,983	28,120	7,014	763
“ für verschiedene zwecke	—	1,467	3,831	6,651	4,397	3,730	13,242	8,407	6,687	9,703	15,904	18,138
Zuführung an das Kapitalvermögen	3,170	4,762	2,033	12,196	5,212	1,291	2,576	1,931	1,956	2,245	2,258	2,644
Erwerb von Grundvermögen	2,327	3,419	7,946	3,956	4,197	901	9,218	16,491	14,271	35,678	11,672	7,979
Hochbauten	6,822	8,031	7,314	6,197	6,146	16,196	14,938	11,677	6,440	12,874	9,428	5,338

Straßenbauten, Entwässerungskanäle	7,830	8,962	18,481	10,936	25,431	22,998	33,503	31,057	25,497	24,620	18,607	11,733
Betriebsanlagen	1,021	1,205	1,713	2,266	2,954	3,153	5,333	7,827	5,576	8,642	8,309	9,857
Beschaffung von beweglichen Vermögen u. Lagervermögen	8,689	9,614	9,328	10,917	10,641	10,490	13,270	14,932	16,406	17,068	17,833	16,040
Sonstige Ausgaben der Vermögensbewegung	1,923	995	3,677	1,660	967	143	2,750	2,191	2,221	3,238	792	12
Gesamt (einschl. Sonstige Ausgaben)	336,707	396,088	433,287	460,115	523,314	451,299	694,132	756,909	830,211	955,211	993,698	1,093,857

(註) 1に同じ

VII Ordentlicher Haushalt, Einnahmen (Rechnung)

単位 1,000 Mark

	1955	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66
Eigene Steuern u. steuerähnliche Einnahmen	148,902	175,215	198,111	212,236	256,576	225,308	338,244	390,457	398,027	438,113	444,727	460,341
Zuweisungen von Bund, Land u. Gemeindevermögen	34,672	46,235	46,309	44,338	45,367	42,740	70,607	66,381	101,401	123,251	137,144	161,999
Verwaltungsgebühren, Gebühren der Krankenhausausschalen u. s. w.	79,795	91,671	98,036	104,310	116,338	95,611	138,002	148,826	161,963	195,546	227,398	257,245
Ablieferung der Stadtwerke einschl. Konzessionsabgabe u. s. w.	26,210	29,016	29,989	37,300	31,716	26,349	36,511	40,371	40,983	45,135	47,921	46,695
Einnahme aus der Vermögensbewegung	4,949	3,867	5,736	8,945	9,687	12,138	28,698	14,665	15,863	34,896	6,547	26,672
Zinsen, Rücklagen und Kapitalerträge						11,212	16,522	20,622	22,098	27,268	28,330	30,526
Staatliche (einschl. sonstige Einnahmen)	340,317	398,981	433,804	463,920	523,721	454,396	694,132	756,909	830,211	955,211	993,698	1,095,020

(註) 1に同じ